

富里市立富里小学校いじめ防止基本方針

富里市立富里小学校

平成26年2月28日	策定
平成27年3月23日	一部改訂
平成28年3月25日	一部改訂
平成29年2月22日	一部改訂
平成30年4月24日	一部改訂
令和2年1月27日	一部改訂
令和2年4月27日	一部改訂
令和3年1月25日	一部改訂
令和4年4月22日	一部改訂
令和5年4月21日	一部改訂

はじめに

他都市で発生したいじめによる自殺を発端として「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に公布されました。東日本大震災後には被災児童生徒が避難先でいじめにあうという深刻な事件が発生したり、パワハラなどのいじめが大人の社会でも大きく取り上げられたりしており、「いじめ」が大きな社会問題となっています。いじめによる自殺が発生するたびにテレビや新聞で大きく報道され、対応の議論がなされ、学校での認知件数が増加し、その後少しずつ減少していくという傾向を繰り返してきました。また、昨今新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者やその御家族、濃厚接触者、医療従事者等に対する偏見に基づく誹謗中傷や不当な差別的言動、不確かな情報をSNS等で発信する行動が問題となっています。このような行為は決して許されるものではありません。誰もが感染者、濃厚接触者になり得る状況であることを受け止めるとともに、大人も子どもも一人一人が正しい知識をもち、正確な情報に基づく、冷静な行動が必要です。

本校では、「いじめはどのクラスにも、どの児童にも起こり得る」という認識のもと、いじめは許されない行為として、この問題を直視し、兆候をいち早く発見し、迅速に対応していくため、その指導体制と風土づくりを確立し取り組んでいるところです。

そこで、いじめ防止対策推進法及び、とみさと教育プラン並びにとみさと教育指導指針を受け、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「富里市立富里小学校いじめ防止基本方針」を策定します。このいじめ防止基本方針については、全教職員、保護者、児童等から幅広く意見を聴取して、毎年見直しを行い、全教職員への共通認識を図ってまいります。

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法による）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処が可能である。ただし、これらの場合や1回のみで継続して行われた行為でなくても、相手が心身の苦痛を感じている場合は、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行うことがないようにし、また、他の児童に対して行われているいじめを認識しながらもこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を講ずる。

3 いじめの禁止（全教職員および児童の共通理解事項）

児童はいじめを行ってはならない。

全教職員は「どの学校でも、どの児童にも、いじめは起こり得る」という意識をもつ。

4 いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

- (1) いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の有用感と自己肯定感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。
- (3) いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。

- (4) いじめ防止，早期発見，早期解決のために，職員が組織的に教育活動にあたるとともに，保護者や関係団体，専門家との連携を図る。
- (5) いじめの情報や報告，児童・保護者からの相談があった場合には，関係職員が速やかに連携して，対応にあたる。

5 コンプライアンス

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し，これを遵守するとともに，いじめ防止等のための基本方針を受けて策定した，「学校基本方針」に基づいて，いじめ防止，早期発見，早期解決にむけての教育活動を充実させる。

また，いじめ問題への対応にあたっては，「学校基本方針」に基づいて適切な情報収集を行い，その内容について正確に丁寧な説明を行い，隠蔽や虚偽の説明を行わない。

第2章 学校いじめ対策組織

1 名称 富里市立富里小学校「いじめ対策委員会」

2 組織

管理職，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，学年主任等からなる，校内組織を設置する。

(1) 校内組織

ア 学校いじめ防止基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長，教頭，生徒指導主任，教務主任，学年主任，当該組織の事務担当教員，教育相談担当教員，養護教諭，スクールカウンセラー，保護者の代表等

イ 日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

校長，教頭，生徒指導主任，当該組織の事務担当教員，教育相談担当教員，養護教諭等

ウ いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に係る教職員が加わる。）

校長，教頭，生徒指導主任，教務主任，関係学年主任，担任，関係学年の教員，当該組織の事務担当教員，教育相談担当教員，養護教諭，その他必要に応じて，部活動顧問，特別支援コーディネーター，スクールカウンセラー等

3 設置された本組織の役割

- (1) 学校経営方針に基づくいじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- (2) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割。
- (3) いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の

決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

第3章 いじめの未然防止について

1 いじめを許さない学校づくり

教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない行為である。」「いじめられている子を徹底的に守る。」という認識を全教職員、全児童が共有できる学校風土を醸成する。

2 児童、保護者への啓発活動

- (1) 学校便りやホームページ等を活用して、年度初めや定期にいじめに対する本校の姿勢を明らかにし、いじめに対する情報を提供する。
- (2) 児童会活動等を中心として、12月の人権強化月間にいじめ防止のスローガンづくりに取り組み、一層の充実を図る。

3 特に配慮が必要な児童について

- (1) 特に配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、教職員が当該児童の特性の理解を深めるために、必要に応じて、小学校においては保育所（園）・幼稚園と、連携を図るよう努める。
- (2) 発達障害を含む、障害のある児童については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- (3) 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ等の外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- (4) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進し、学校として必要な対応を行う
- (5) 東日本大震災により避難している児童又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (6) 過度の競争意識、勝利至上主義等により、児童のストレスを高めることがいじめを誘発する場合があることを認識し、適切に対応する。
- (7) SOSの出し方教育について、年間計画に盛り込み、年度始めなど適切な時期に、県が作成した指導資料等を活用して実施する。
- (8) 新型コロナウイルス感染症に関連し、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナ

ウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではない。そのため、以下の点に留意しつつ、指導にあたる。

ア 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識や情報を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童への偏見や差別が生じないように、生徒指導上の配慮等を十分に行う。

イ 学級担任や養護教諭等を中心とした「きめ細かな健康観察」や「健康相談の実施」等により、児童の状況を的確に把握し、ケースによってはスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応する。

(「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について」より抜粋)

4 いじめに関する定期的なアンケート調査

- (1) いじめの状況把握のため、定期的なアンケート調査を6月、11月、1月に実施する。
- (2) 原則として、児童を通して家庭に配布し、保護者と協議のうえ回答を求め、他者からアンケートへの介入などがないように配慮する。

5 教職員の研修

- (1) いじめに関する研修を研修計画に位置付け、いじめに対する正しい理解と対処する能力を身に付けられるようにする。
- (2) 教職員の不適切な発言(差別的な発言や児童を傷つける発言等)や体罰がいじめを助長することを全教職員で確認し、人権教育の涵養に努める。
- (3) 全校集会等の場で、全教職員、全児童で暴力や暴言を排除することを確認する。
- (4) 教師と児童また、児童同士が正しい人間関係を構築できるように、人間関係づくりに関する研修を行い、学級づくりや人間関係づくりに生かす。

6 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- (1) 児童一人一人に「自己存在感」をもたせる場面や「自己決定」する場面を設定し、「わかる授業」を展開することで、児童の自己有用感を高め、いじめを含む問題行動等の未然防止につなげる。
- (2) 正しい児童理解のもと、児童のおかれている家庭環境、交友関係、学習の理解度等を考慮しつつ、一人一人の教育的ニーズに応えられるような授業を行えるように努める。

7 いじめ未然防止に関する指導等

- (1) 『いのち』のつながりと輝きを主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳

教育の充実を図り、いじめの防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

- (2) 人権教育の充実を図り、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする指導を学年や発達段階に応じて行う。
- (3) 社会体験や生活体験の機会を計画的に配置し、児童が、自ら気付く・学ぶ機会を設定する。
- (4) 児童が自主的に取り組む活動を指導・支援していく。(いじめゼロ宣言、いのちを大切にするキャンペーン、児童会活動、人権週間に関する取組等)
- (5) いじめの重大性に自ら気付く、防止に向けて強い心で主体的に行動ができる児童を育成するための取組を実践する。
- (6) 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を実態に応じて実践する。
- (7) 自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行いであることを教育活動全般において指導する。
- (8) 児童に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるための取組を実践する。
- (9) 指導計画

富里小学校いじめ対策年間計画

□教職員の活動 ○主に児童の活動 △保護者への説明・啓発

月	いじめ対策	留意事項
4	□進級に伴う児童の情報交換、指導記録簿の引き継ぎ、内容の確認をする。 □職員会議等でいじめ防止基本方針について共通理解を図る。 □学校便りでいじめ対策について周知する。 □「児童・生徒が様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育」の映像資料を視聴させ、SOSの出し方について確認する。 □ミニ教育相談月間とし、学級で気になる児童に対し、意図的に声をかけたり、個別に面談を実施したりするなど、継続的な児童生徒理解に努める。 ○学級開き、人間関係づくり、学校・学級のルールの確認をする。	・担任は記録簿の内容を確実に掌握し、児童相互の人間関係を理解する。 ・学校のいじめに対する取り組みを、児童・保護者・地域に周知する。 ・始業式(学級開き)でいじめは卑怯な行為であるこ

	☐ いじめのない学級づくり宣言をする。 ☐ SOSの出し方には、どのような方法があるのかを動画視聴を通して知る。	とを児童と確認する。
5	☐ 運動会への取り組み（係活動、運動会等）の中で人間関係を深めたり，適度な距離感を図れたりできる。	・児童の活動状況の確認。 ・児童相互の対人関係の観察と評価
6	☐ いじめアンケートの実施と分析を行う。 ☐ 個別の教育相談をうける。（ふれあい月間）	・いじめアンケートと教育相談を行い，児童の人間関係と問題を把握する。
7	☐ 命を大切にするキャンペーンに参加する。	
8	☐ 教育相談，児童理解の研修を行う。 ☐ 生徒指導研修会への参加する。	・児童理解，教育相談の基礎・基本を学ぶ。
9	☐ いじめアンケートの実施と分析を行う。	・いじめアンケートと教育相談を行い，児童の人間関係と問題を把握する。
10	☐ 校外学習等特別活動を通して，児童相互の関係を深めたり，適度な距離感を図れたりできる。	・児童の活動状況の確認をする。 ・児童相互の対人関係の観察と評価をする。
11	☐ 個別の教育相談をうける。 ☐ いじめアンケートの実施と分析を行う。 ☐ かさぎの合唱祭に向けた人間関係を深め，協力体制の構築する。	・いじめアンケートと教育相談を行い，児童の人間関係と問題把握をする。
12	☐ 人権研修会に参加する。 ☐ 人権週間で，人権について学ぶ。 ☐ 学校評価を実施する。 ☐ 学校評価の分析を行う。	・人権の尊さを道徳や特別活動に生かす。 ・各年間指導計画の見直しをする。 ・保護者の学校評価の意見を点検するとともにその分析を行う。
1	☐ 個別の教育相談をうける。 ☐ いじめアンケートの実施と分析を行う。	・いじめアンケートをもとに教育相談を行い，児童の人間関係と問題を把握する。
2	☐ 親子ケータイ教室に参加する。（ネットいじめ）	・ネットいじめの研修を行う。
3	☐ 記録の整理と引き継ぎ資料の作成と確実な保管をする。	・いじめ関係の情報を確実に引き継ぐ。

	□小中連絡会の資料作成，保管と確実な引継ぎを行う。	
--	---------------------------	--

8 ネットいじめに対する対策の実施

インターネット上のいじめを防止するとともに，効果的に対処できるように，適切なICT教育や情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

第4章 いじめの早期発見について

1 いじめの早期発見のためにアンケート調査を行う。

児童がいじめについて考え，自分の行動を振り返らせるとともに，早期発見・未然防止のため，定期的にアンケート調査を行う。なお，アンケート用紙については，富里市教育委員会の定める期間，適切に保存・管理する。

※確認し終えたアンケート用紙は，5年間保管するものとする。（ただし重大事態として係争中の事案については期間を延長する場合がある。）

（1）時期 6月・11月・1月

（2）方法 低，中，高学年別に作成し，実施する。

（3）内容 アンケートの内容等については，いじめ対策委員会において詳細を検討したうえで，決定する。

※児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは，当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し，ささいな兆候であつても，いじめではないかとの疑いをもって，早い段階からの確に関わりを持ち，いじめを積極的に認知するよう努める。

※いじめの情報を教職員に報告した児童生徒が，不利益な立場になることなく学校生活を送ることができるよう配慮する必要がある。

※いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し，心配のある際は速やかに学校に相談するよう啓発に努めるとともに，保護者との連絡方法についても明確に示すようにする。

2 いじめを認知する取組

アンケート調査以外に，個別面談や教育相談等を以下のとおり実施する。

（1）個別面談・教育相談

ア 児童に対し，定期的な面談を実施する。児童が希望をする時にはいつでも対応する。教育相談箱の周知と活用を図る。

イ 面談方法や面談結果について，スクールカウンセラー等，専門的な立場からの助言を得る。

（2）観察

ア 全教職員が様々な教育活動を通して児童と関わることにより，発見の機会を多くする。

イ 休み時間、放課後の校内巡回を行い、気になる場面の早期発見につなげる。

第5章 いじめの相談・通報について

1 学校内のいじめの相談・通報窓口

- (1) 校長・教頭・担任・養護教諭・相談ポスト（保健室前）
- (2) 学校便り、全校集会などを通して、相談窓口を周知する。

2 学校以外はいじめの相談・通報窓口

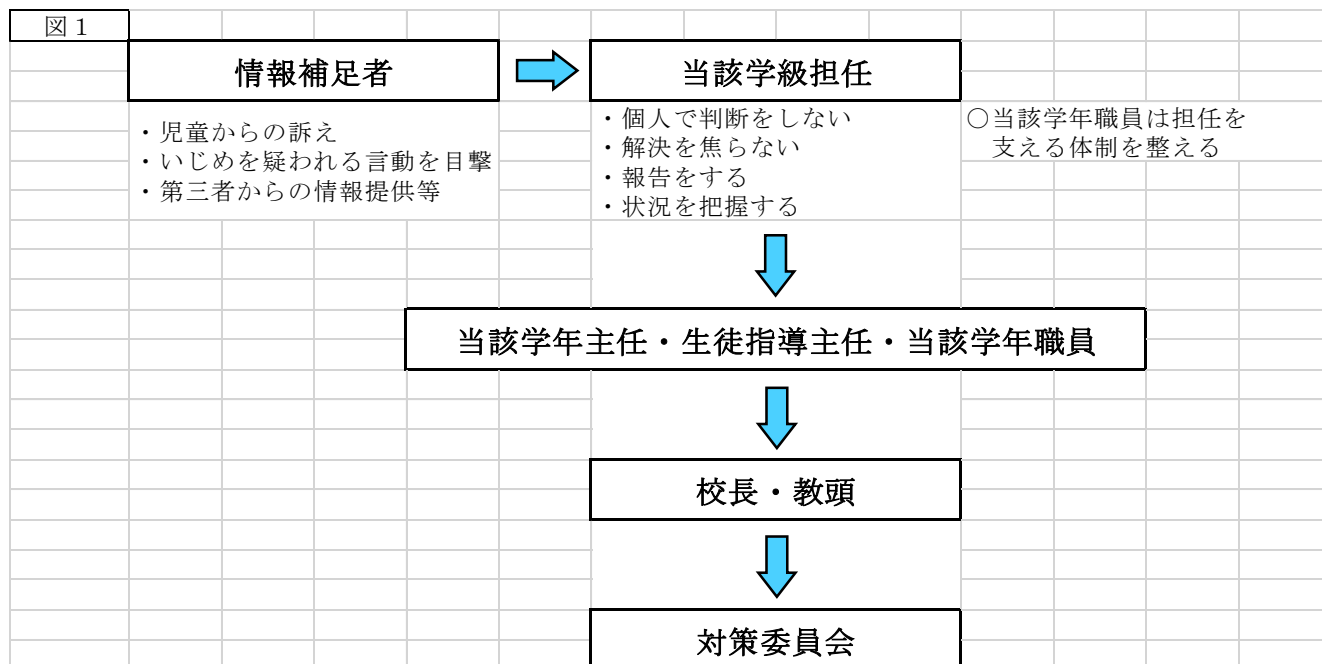
- ・富里市教育委員会
0476-93-7659
- ・富里市教育相談窓口富里市ふれあいセンター
0476-91-6600
- ・チャイルドライン千葉
0120-99-7777
- ・千葉県警察少年センターヤングテレフォン
0120-783-497
- ・子どもの人権110番（法務省）
0120-007-110
- ・24時間子どもSOSダイヤル
0120-0-78310
- ・子どもと親のサポートセンター
0120-415-446
(臨床心理士、学校心理士等の相談員が交代で24時間対応)

3 いじめを受けたとき、目撃したときの相談・通報についての指導

- (1) いじめ電話相談窓口を児童に周知する。
- (2) いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめである」と考えない。
- (3) 相談、通報は人を助ける適切な行為であり、いじめをしている当該者等がいう「ちくり」は卑怯なことではない。

第6章 いじめを認知した場合の対応・指導について

1 いじめ事案が発生したときの校内報告連絡体制（図1）



※詳細は、別紙フロー図①

2 関係機関との連携

連携を必要とする状況等	関係機関等
・いじめの発生状況を報告する ・対応方針について相談する ・児童や保護者対応を相談する	スクールカウンセラー 富里市教育委員会
・いじめによる暴行，傷害，恐喝等の刑事事件の発生時	富里市教育委員会 中央児童相談所 成田警察署（生活安全課）
・いじめ被害児童が外傷や心的外傷を負った場合	医療機関
・いじめ被害児童，いじめ加害児童の心のケアが必要な場合	児童相談所 子どもと親のサポートセンター

3 いじめ被害児童及び保護者への対応

（1）基本的な姿勢

- ア 傾聴・絶対的な味方・交友関係の醸成・自立の支援等を行う。
- イ いじめられた児童の味方になることを伝える。
- ウ 児童の表面的な変化から解決したと判断せず，支援を継続して行う。

（2）事実の確認

- ア 担任を中心として，児童が話しやすい状況（場や聞き手）を設定する。
- イ いじめを受けた悔しさや辛さに耳を傾け，共感しながら事実を聞く。

ウ 児童の心身の状況に応じて、聴き取りを行う。

エ 聴き取った内容は、適切に記録・保管する。

(3) 支援・対応

ア いじめ被害児童の安全確保を最優先し、同時にケアや安心して学校に通学するための措置、保護者への支援等を開始する。(スクールカウンセラーの活用等)

イ 学校の定めた方針や対処プランに沿って、いじめ加害児童や周辺の児童への聞き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。その保護者には、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

ウ いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

エ 適切な調査に基づき、いじめ被害児童、保護者には適宜状況を説明し、安心して通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝える。

エ いじめ被害児童が自己肯定感を喪失しないよう、児童の良さや優れているところを認めて励ます。

オ いじめ加害児童との今後の接し方等を具体的に指導する。

カ いじめをきっかけとして不登校に陥った児童については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組む。

キ 学校は、安易に解決したと判断せずに経過をしっかりと見守っていくことを伝え、いつでも相談できる体制にあることを確認する。

4 いじめ加害児童及び保護者への対応

(1) 基本的な姿勢

ア いじめを行った背景を理解しつつ、その行為に関しては毅然とした態度で指導する。

イ いじめ加害児童に対応する教師は、中立の立場で組織的に事実確認を行う。

(2) 指導・対応

ア いじめを確認した際には、直ちにいじめをやめさせ、再発防止に向け、いじめ被害児童や保護者に対する支援及びいじめ加害児童に対する指導及びその保護者に対する助言を完全に解消するまで継続的に行う。また、必要に応じて、教育委員会や関係機関の指導・助言・支援を受けながら、解決を図る。

イ いじめ加害児童については、状況によっては、いじめ被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめ被害児童のみならず、他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

ウ 学校は、いじめ加害児童に対して、いじめ被害児童が使用する教室以外の場所

において学習を行わせる等、いじめ被害児童又はその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

5 観衆、傍観者への対応

(1) 基本的な姿勢

ア いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年等の集団全体の問題であることを確認する。

イ いじめの問題に、教師が児童と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。

ウ いじめの事実を告げることは、「ちくり」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

エ 聴取については、聴取場所の環境を整え、過度の緊張感や圧迫感を与えないように行う。

(2) 指導

ア 周囲で、はやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者としてその事実を受け止めさせ、いじめの当事者になり得ることを理解させる。

イ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いの場を設定する。

※いじめ被害児童、いじめ加害児童、観衆・傍観者への支援・指導・対応については、関係児童のプライバシーに留意しながら行っていく。

6 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。判断の時点で、本人及び保護者にいじめが解消されているかを確認する。いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ問題調査委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) いじめ被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめ被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめ被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを判断の時点で本人

及び保護者に面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害いじめ児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめ被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全教職員は、当該いじめ被害児童及びいじめ加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第7章 重大事態への対処について

1 重大事態の基準（法第28条第1項第1号及び第2号）

- （1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- （2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 第1号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

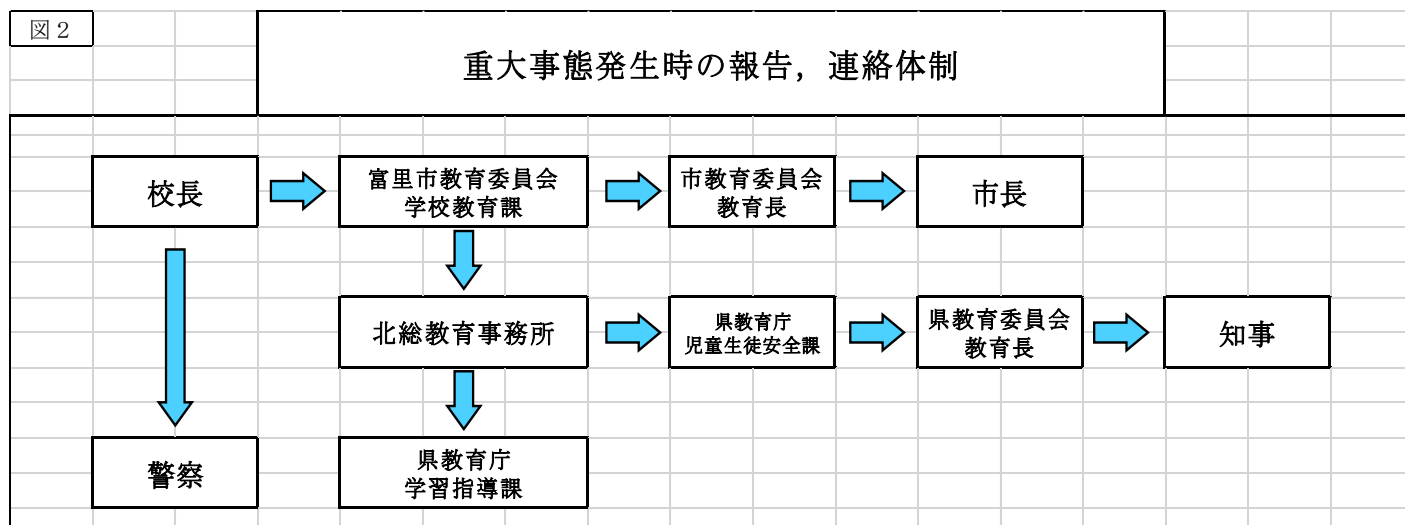
- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

※ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、単なる日数のみではなく、児童の状況を十分把握した上で判断する。また、児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとしてとらえる。

2 重大事態が発生した場合の対応（図②）

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに富里市教育委員会に報告する。
※電話等で速やかに報告後、文書による報告を行う。



※詳細は別紙フロー図②

3 調査の実施

- (1) 調査主体は、教育委員会又は当該学校とする。調査主体をどこに設置するかは、教育委員会が判断する。
- (2) 教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、法第28条に基づき、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、調査組織としていじめ問題調査委員会を設け、これが調査にあたる。学校が調査主体の場合には、各校のいじめ防止対策委員会を中核としつつ、調査内容や人的措置等について、教育委員会の協力を得る。
- (3) いじめ問題調査委員会は、教育委員会に加えて、必要に応じて心理や福祉の専門家、学識経験者、弁護士や精神科医、警察関係者等の専門的知識および経験を有する者等で構成する。その際、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成することによって、調査組織の公平性・中立性の確保を図る。なお、いじめ問題調査委員会の組織については、別に定める。
- (4) 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- (5) 調査に際しては、下記に示した国のいじめ防止等のための基本方針や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）の内容を参考にし、適切に実施する。

(4) 事実関係を明確にする

ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

イ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。

ウ 「第6章 いじめを認知した場合の対応・指導について」を基本に、教育委員会と連携を密にし、以下の取組を行う。

(5) いじめ被害児童からの聴き取りが可能な場合

ア いじめ被害児童から十分に聴き取るとともに、児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施を行う。

ウ 調査による事実関係の確認とともに、いじめ加害児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

エ いじめ被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(6) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

ア 児童の入院や死亡等、いじめ被害児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

イ 調査方法は、関係機関や当該児童の保護者の意見を踏まえ、決定する。

(7) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

(8) 調査結果の提供および報告

ア 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめ被害児童やその保護者に対して説明する。

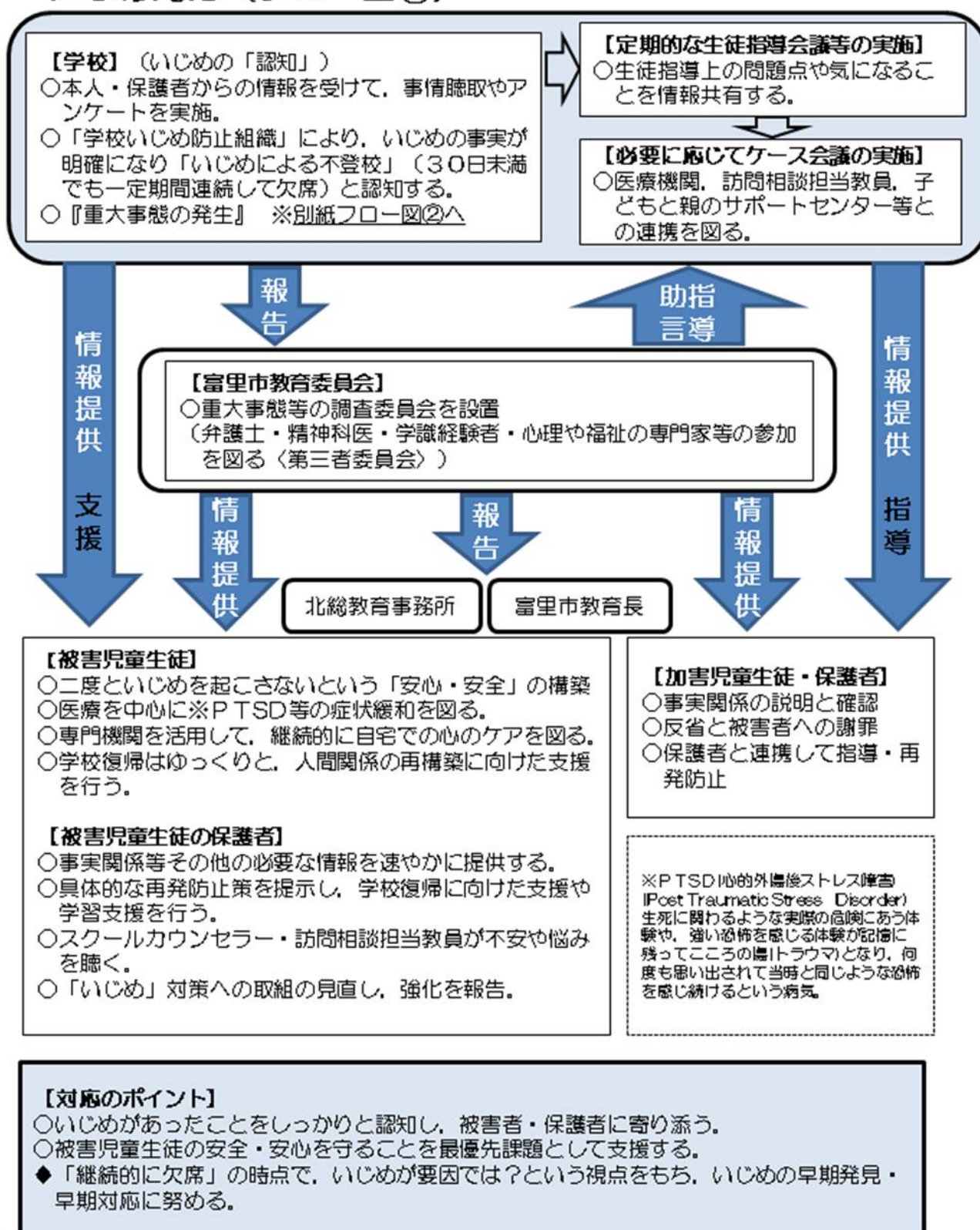
イ これらの情報の提供にあたって学校は、他の児童のプライバシーに配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ウ 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

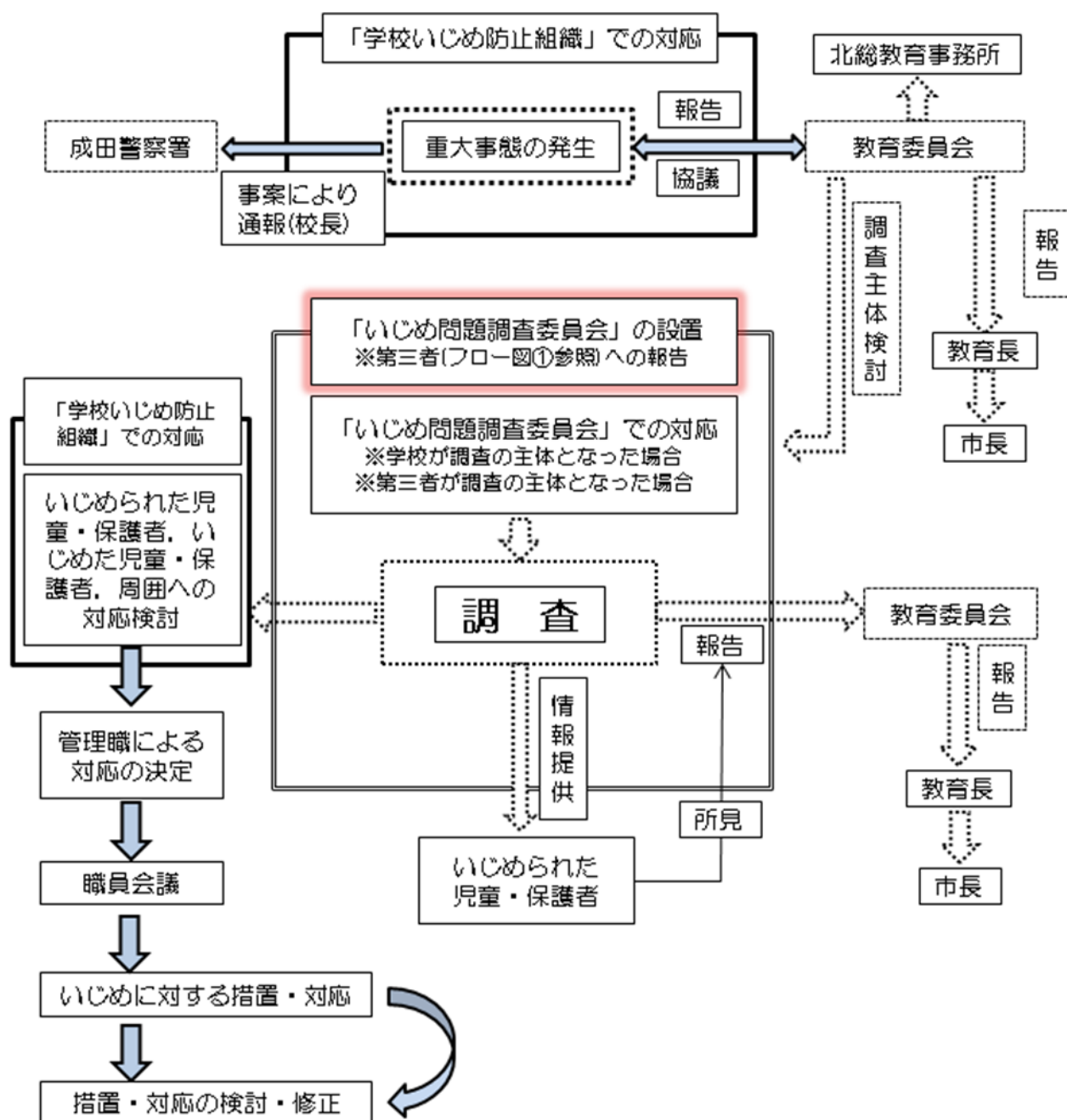
第8章 公表・点検・評価について

- 1 ホームページで本校の「学校いじめ防止基本方針」を示す。
- 2 本校では、年度ごとにいじめ問題への取組を保護者，児童，教職員で評価を行い，その結果に基づいた指導等の改善を図る。
- 3 本校は「学校いじめ防止基本方針」を年度ごと，または状況に応じてその都度，見直しを行っていく。
- 4 学校いじめ防止基本方針に示された，アンケート調査，個人面談，いじめの認知と対応，校内研修等，学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の評価項目に設定し，PDCAサイクルに基づいて取組の改善を図る。

いじめ対応（フロー図①）



重大事態の発生（別紙フロー図②）



- ※ 重大事態の調査主体が、第三者委員会となった場合は、第三者委員会への資料等の提出など調査に協力する。
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

1. 学校は楽しいですか。その理由も教えてください。

- ① とても楽しい ② 楽しい ③ あまり楽しくない ④ 楽しくない
- () すきな勉強があるから () 勉強が分からない, つまらない
- () 休み時間が楽しみだから () 友達のこと困っていることがある
- () 給食が楽しみだから () 学校やクラスで困っていることがある
- () 友達と会えるから () 先生にしかられるから
- () 楽しいな行事があるから その他()

その他()

2. のびのびタイム・元気タイムは、どのように過ごすことが多いですか？

3. クラスに仲のよい友達はいますか。

- ① いる ② いない

4. これから仲よくなりたい友達はいますか。いたら名前を書いてください。

5. 最近、「こまったな」「いやだな」「心配だな」と思うことがありますか。

- ① ある (学校 ・ 友達 ・ 家) ② ない

6. こまったことを相談できる人はいますか。

- ① いる (だれですか?) ② いない

7. 学校やクラスのこと、みんなで考えなくてはいいけない問題がありますか。

- ① ある () ② ない

8. 朝ご飯は、どうしていますか。

- () 毎日食べる () ときどき食べない () 毎日食べない